

長 寿 医 療 制 度 の お 知 ら せ

保険料の軽減割合の拡大について

- ①平成20年度の均等割額が7割軽減されている世帯の方：一律8.5割軽減になります。
②「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方：所得割額を一律5割軽減することになりました。

*②の方は、減額後の保険料のお知らせを、9月以降に送付いたしますので、ご確認ください。
あらためて手続きをしていただく必要はございません。

保険料のお支払い方法の変更について

長寿医療制度の保険料について、本年4月より年金からお支払いいただいている方、又は本年10月より年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、以下の①、②のいずれかの要件を満たす方は、口座振替によりお支払いいただくことが可能になります。

- ①国民健康保険の保険料を確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合
②世帯主又は配偶者がいる方(年金収入が180万円未満の方)でその口座振替により納付する場合

手続き方法：金融機関の窓口にて保険料の口座振替の手続きを行っていただき、口座振替依頼書の「ご本人控え」を、役場住民福祉課または支所住民室へお持ちいただき、お申し出いただけます。

8月10日までにお申し出いただいた場合、10月から口座振替により納付させていただくことになります。

お申し出いただいた後、速やかに10月分の年金からのお支払いを中止する手続きを行いますが、8月10日を過ぎてお申し出いただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、お申し出いただく時期により12月分以降の年金から中止させていただくことになります。ご了承ください。

【お問い合わせ先】 役場住民福祉課 ☎ 77-3614 住民室 ☎ 78-2212

JAS法による業者間取引への表示の義務付けについて

消費者に販売するすべての食品は、JAS法に基づく品質表示基準により、販売業者、製造業者等に品質に関する表示を義務付けています。このうち、加工食品の原材料供給者と製造業者との業者間取引については両者の信頼に基づいて適切に情報が伝達されていると考えていたことから、業者間取引には表示を義務付けていませんでした。しかしながら、加工食品の原材料供給者の不正事案が起きたことを踏まえ、消費者の食品表示に対する信頼を回復するため、平成20年4月から業者間取引に対してもJAS法による表示を義務付けました。

詳しい内容については、中国四国農政局徳島農政事務所地域第一課(阿南庁舎)
TEL0884-22-0328までお問い合わせください。

第1回 難病患者・家族学習会のご案内

【日 時】

平成20年8月8日(金) 午後3時~4時30分

【内 容】

- ①講義「神経難病の理解のために」
神経難病とは：パーキンソン病関連疾患・多発性硬化症・重症筋無力症・多系統萎縮症・モヤモヤ病など
②質疑応答・意見交換会
講師：美波町立日和佐病院 院長 川井尚臣 先生

【会 場】

徳島県南部総合県民局(美波庁舎)101会議室
海部郡美波町奥河内字弁才天17-1

【お申し込み】

参加をご希望の方は、8月5日(火)までに
電話又はFAXでご連絡ください。

【お申し込み先】

徳島県南部総合県民局保健福祉環境部(美波庁舎)
健康増進担当(担当 山崎)
TEL 74-7375 FAX 74-7365